

球磨郡公立多良木病院企業団障がい者活躍推進計画

令和6年6月1日

球磨郡公立多良木病院企業団企業長

作成趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）により、国及び地方公共団体の機関においては、国が作成する障害者活躍推進計画作成指針に即して、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を作成することとされましたので「球磨郡公立多良木病院企業団障がい者活躍推進計画」を作成しました。

「障がい」の表記について

本計画において、「害」の表記については、県の取扱いに準じて、法令等の名称や専門用語である場合を除き、原則として平仮名で記載しています。

機関名	球磨郡公立多良木病院企業団
任命権者	球磨郡公立多良木病院企業団企業長
計画期間	令和6年6月1日～令和11年3月31日（5年間）
球磨郡公立多良木病院企業団における障がい者雇用に関する課題	球磨郡公立多良木病院企業団においては、令和4年度に2名、令和6年度に1名を雇用し、現在7名の障がいのある方を雇用しているが、法定雇用率を達成するには至っていない。今後、対象職員の高齢化等による退職により、更に法定雇用率の達成が難しくなる状況を見越し、より計画的に障がい者の新規雇用を行うことが求められる。職場環境の改善、共に働く周りの職員の理解と協力を深めるための教育、研修及び定期的な面談や評価を通じて、障がい者の働きやすい業務の適性を確認し、必要な支援を提供することにより、職場全体で支援する体制を作ることが求められる。

1. 目標

①採用に関する目標	【法定雇用率】 令和6年4月1日：2.8% 【実雇用率】 令和6年6月1日時点：2.4% (参考) 令和3年6月1日時点の実雇用率：1.1% 法定雇用率を上回る障がい者雇用数を確保する。 現在達成できていない法定雇用率の障がい者雇用数を確保するため、障がい者枠の採用試験を実施する。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	職場環境の整備や業務内容の配慮により、年度途中の不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報の時期に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
③キャリア形成に関する目標	【障がい者が担当する職務の拡大】 定期的な面談や評価を行い、障がいの程度に応じて能力を発揮できる職域、職種、環境、業務を開拓する (評価方法) 毎年度、人事記録を元に把握・進捗管理。

2. 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none">○ 障がい者雇用推進者として事務長を選任する。○ 障がい者職業生活相談員を適切に配置し、障がいのある職員の相談窓口として周知する。○ 障がい者職業生活相談員に選任された者及び選任候補となる者について、熊本労働局が開催する地方公共団体向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。○ 熊本労働局が開催する精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（現在2名受講済み）を受講させる。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none">○ 現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。○ 雇用前の職場見学や職場体験、障がい者本人との面談を通じ、一人ひとりの特性・能力等を把握し、本人の希望を踏まえながら、就業可能な業務を選定し、適切な配属となるように配慮を行う。○ 障がい者との定期的な面談を通じて、業務内容の点検を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none">○ 環境整備について定期的な面談を実施し、障がいのある職員の要望を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。○ 特別支援学校の生徒や障がい者就業・生活支援センターの利用者等を対象とした職場見学や、希望者に対し職場実習を積極的に行う。○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いは行わない。<ul style="list-style-type: none">・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・ 特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。○ 障がい者の特性に応じた柔軟な勤務時間（時差出勤・早出遅出出勤など）の導入を検討する。
4 その他	<ul style="list-style-type: none">○ 障がいについて正しく理解し、適切な雇用管理上の配慮を行うことができるよう意識啓発や研修に参加する。